大阪市告示第1542号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号)第168条第8項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和7年11月7日

大阪市長 横 山 英 幸

金融機関名	店舗名	所 在 地	変更年月日
大阪シティ信用金庫	住道支店	変 〒574-0046 更 大東市赤井1丁目3番12号 前 で 〒574-0033 東市扇町16番7号 後	令和7年 12月15日

(会計室会計管理担当)